**社会的養護自立支援の推進に向けた取組みについて**

資料２

〇　国の策定要領においては、社会的養護自立支援の推進に向けた取組みについて、大きく以下の２点について言及されている。

・社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業を実施していない都道府県において、事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）を策定すること。

・自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。

〇　大阪府では、これらの取り組みに加え、児童養護施設等においてもリービングケア・アフターケアの取組みを積極的に行っていただいているところである**（別紙参照）**。各取組みの概要について、以下の通り整理する。

**＜取組みの概要＞**

１．児童養護施設等におけるリービングケア・アフターケアの取組みの推進

　　社会的養護の下で育った子どもが、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活していくためには、自己肯定感や自己決定力をはじめ、他者と共生する力、生活スキルや社会的スキルの獲得は極めて重要である。

具体的には、衣食住に関する基本的な生活管理、金銭管理、健康管理等の基本的な生活スキル、社会人に求められるマナーの涵養や主体的な時間の使い方など、自立生活を維持する上で必要な力を身につけるとともに、学習習慣の定着や資格取得の促しを通じて、安定した自立生活を開始できるような支援が必要である。

|  |  |
| --- | --- |
| 取り組み | 概要 |
| 施設退所児童への自立支援事業 | 大阪府所管の児童養護施設等を退所又は退所を前にした社会的養護対象児童に対する相談事業等の自立援助事業を実施。 |
| 児童養護施設等の退所者等に対する就業支援事業 | 児童養護施設等の退所者等に対して、社会的自立を支援するため、適切な就業環境の確保や定着支援等を実施。 |
| 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業 | 児童養護施設等の退所者等のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援。 |
| 身元保証人確保対策事業 | 児童等の自立を支援する観点から、児童養護施設等の施設長等が身元保証人となった場合の損害賠償保険料を負担。 |

２．自立援助ホームの実施

　　自立援助ホームにおいては、義務教育を終了した20歳未満の児童等であって、主に児童養護施設等を退所した者が入居し、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を実施している。児童養護施設等は、新規措置は18歳未満までであるのに対し、自立援助ホームは20歳に達するまで新規入居することができるため、多様な利用者を支援していく取組みも重要である。

　　なお、平成28年の児童福祉法の改正により、自立援助ホームの入所者について、大学等に就学中の場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とすることができるようになった。

＜大阪府域の稼働状況＞

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 平成30年度 | |
| 定員 | 在籍数 | 定員 | 在籍数 | 定員 | 在籍数 | 定員 | 在籍数 | 定員 | 在籍数 |
| 8 | 7 | 8 | 7 | 8 | 7 | 18 | 14 | 24 | 12 |
| 稼働率 | 87.5％ | 稼働率 | 87.5％ | 稼働率 | 87.5％ | 稼働率 | 77.8％ | 稼働率 | 50.0％ |

３．社会的養護自立支援事業の実施

　　平成28年の児童福祉法の改正を踏まえ、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について、原則22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を実施することを目的として、社会的養護自立支援事業が創設された。

　　これを踏まえ、大阪府においても平成31年度の事業実施に向け、実施予定時期、実施メニューについて検討中。